

新しい人権問題への対応(その二)



研究センター理事長
学校法人同志社前総長

大谷 實

前回に引き続き、インターネットにおける人権について考えてみます。インターネット上のSNSや掲示板の誹謗・中傷等の名誉毀損的な書込みについて、通常は、それを知った被害者からプロバイダーに通告があり、そこで初めてプロバイダーはその違法な情報の流通を知ることになるわけですが、その後、その情報を迅速に削除すれば、プロバイダーは責任を負わなくて済むのです。しかし、プロバイダーが発信者の氏名を教えてくれないと、被害者は書込みの削除を求め、受けた損害を賠償して貰えなくなってしまうのです。

かといって、プロバイダーが勝手に発信者についての

情報を明かすことは、前回指摘しましたように、発信者のプライバシーの権利を侵害するばかりか、何よりも発信者の表現の自由を侵害することにもなります。そこで、①プロバイダーが責任を負うべき場合を明確にするとともに、被害者からの要請に応じて書込み等を削除した場合に、発信者との関係で免責される要件を明確にし、併せて、②被害者から発信者情報の開示を請求できる要件を明確にするため、平成一三年一月一三日に「プロバイダー責任制限法」が制定されたのです。

そこで、まず、①について検討してみよう。プロバイダーは、発信者の情報をインターネットにつながるのが本来の業務ですから、誹謗・中傷の書込みのために権利を侵害された被害者が、プロバイダーに発信者が誰であるかを教えてくれといわれても、言い換えると被害者から発信者情報の開示請求を受けても、それに応える責任はありません。むしろ、発信者のプライバシーないし表現の自由の侵害として人権問題となります。最高裁判所も、発信者情報の開示は、「発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に係る情報である」としており、発信者の情報開示は人権侵害となるので、安易に認める

ことは許されないのです。

しかし、発信者を特定できないと、被害者は裁判で争うこともできず、文字通り「泣き寝入り」するほかありません。そこで被害者は、プロバイダーを相手に発信者情報を開示するための正式の裁判を起こす必要があります。その結果、裁判所は、プロバイダーがその情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っており、しかも送信を防止することが技術的に可能である場合には、プロバイダーに対し、よって生じた損害賠償責任を認めることとしました。

次に②ですが、プロバイダーに損害賠償を請求することも考えたが、問題は誹謗・中傷等の書込みをした匿名の発信者こそ憎むべき相手であり、何としてもその開示をプロバイダーに請求したい場合、被害者であっても直ちに開示を請求することはできません。誹謗・中傷等による権利侵害が「明らかであるとき」及び「発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」に限り、被害者は発信者の氏名、住所等の発信者情報等の開示をプロバイダーに請求することができます。表現の自由を重視するゆえんであります。

こうして、被害者は、悪質な匿名での名誉毀損等の書

込みに対して有力な対抗手段が与えられたのですが、しかし、昨年五月、SNS上での誹謗中傷が原因で自死したと報道され、匿名の書込みが大きな問題となりました。また、被害者が発信者情報の開示を請求しても、プロバイダーが請求に応ずるとは限りません。多くの場合、裁判所で争われることとなります。特に、プロバイダー責任制限法四条一項一号が「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」という要件について争われることが多く、発信者情報が容易に開示されないことが問題となつています。表現の自由を尊重するためには、発信者情報を安易に開示すべきでないでしょうが、その結果、被害者の救済が軽視され、人権上違法・不当な悪質情報が安易に流通していることが問題です。

インターネットにおける人権問題は多岐に渡っていますが、問題の核心は、匿名の悪質な誹謗・中傷等の情報の流通であります。そして、この事態を解消するための方策は、発信者情報の開示することも明らかとなっております。1日も早く法改正が実現することを願うばかりです。